

## 一般社団法人 EVER BLUE（エバーブルー） 会員規程

（目的）

第1条 この規程は、定款及び法令に定めるもののほか、一般社団法人 EVER BLUE（エバーブルー）の会員について、必要な事項を定める。

（会員）

第2条 会員は、別紙様式または、法人ホームページによる申込フォームからの申し込みをし、代表理事の承認を得たものとする。

2 当法人主催のボランティア活動へ参加した者。

（会費）

第3条 会員の会費は、次のとおりとする。

（1）一般個人会員・・・・・・・・年間一口 1,000円以上

（2）一般企業団体会員・・・・・・・・年間一口10,000円以上

（3）特別会員・・・・・・・・年間一口50,000円以上

2 会費は、代表理事が指定する方法により納める。

3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（会費の計算期間）

第4条 会費の計算期間は、毎年1月から12月まで事業年度内の1年間とする。

（会費の免除）

第5条 会員のうち、中学生以下の者及び当法人主催のボランティア活動へ参加した者など、代表理事が特に必要と認める者について、会費を免除することができる。

（反社会的勢力の排除）

第6条 会員は、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、若しくは支配するものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべ

き関係を有すること

- 2 会員に、暴力団員等との関係が判明した場合には、法人は何らの通知又は催告をすることなく直ちに退会させることができる。
- 3 会員が本条の表明又は確約に違反した場合、法人は被った損害の賠償を請求することができる。会員は、退会による損害の賠償を請求することはできない。

(改 廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、社員総会の議決を経て行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月4日から施行する。

別紙様式（会員規程第2条関係）

一般社団法人 EVER BLUE(エバーブルー)会員申込書

一般社団法人 EVER BLUE(エバーブルー)

代表理事 中村 雄大 宛

いずれかを○囲みください

（ 一般会員 ・ 個人特別会員 ・ 企業団体特別会員 ）

貴法人定款承認のうえ入会を申し込み致します。

年 月 日

住 所：

氏 名： （自筆又は印）

電話番号：

連絡先等：